

○委員長（菊川敬人）

再開します。

午後 2 時 3 0 分

○委員長（菊川敬人）

町民サービス部所管分の質疑を行います。説明員として、出席の担当マネージャに申し上げます。発言がある場合は挙手の上、私から指名がありましたらマイクのスイッチを入れ、課名と名前を述べてから発言をお願いいたします。

では、町民サービス部、自治活動応援課、税務窓口課、環境防災課の所管に関する歳入歳出予算について、詳細質疑を行います。質疑をどうぞ。

星野委員。

○10番（星野洋一）

10番、星野洋一です。24ページ、25ページの諸費の地域防犯力向上の事業費についてお伺いいたします。午前中の同僚議員からちょっと質問がありましたが、開成町駅前第一公園における防災カメラの設置についてお伺いいたします。

開成町第一公園、皆さんもご存じのように樹木がたくさん生えております。そこに小さなお子さんを連れた親御さんとか、子どもたちがたくさん遊んでおりますので、それにおいては、この防犯カメラ、実に重要な問題だと思っております。これにつきまして、もう少し詳細を伺いたいのですが、ここにつける防犯カメラの台数とか、設置場所等がわかりましたら、ご説明よろしくお伺いいたします。

○委員長（菊川敬人）

環境防災課主幹。

○環境防災課防災担当主幹（渡辺雅彦）

環境防災課渡辺でございます。よろしくお伺いいたします。星野委員のご質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置につきまして、駅前の第一公園へ設置ということで、今回、平成28年度予算でご提案をさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては、現在、街角マモル君というものを設置しておりますけれども、そちらのほうで来年度で廃止となりますので、そちらの部分に防犯カメラを設置することによりまして、より広い場所を24時間確認できますので、こちらを設置するところでございます。具体的には、例えば公園の中の街灯ですか、こちらの玉が割られたりとか、そういった事象がございますので、そういった部分に対しまして、防犯カメラをつけるという形になります。具体的な場所につきましては、実際に1台設置してございます。今のところ、防犯カメラの位置については、実際にどの位置が一番適当かどうか、このあたりは、これから詳細検討させていただきまして、実施させていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（菊川敬人）

星野委員。

○10番（星野洋一）

10番、星野です。広いところに1台というのは、ちょっと不足かなと。現にあそこの紅葉が、先ほども言いましたが、樹木によって大分隠れている場所、その他ございますので、できれば数台つけていただきたいと思うのが本音でございます、あとよく犯罪というか、そういうのが起きたときに、例えば車で不審者が来て、乗せてそのまま連れていってしまう。そういうのがたくさんございますよね。そのためには、本来でしたら、道路も一緒に撮れるような防犯カメラの位置が望ましいとは思いますが、今の説明でございますと1台ということでしたので、予算の面もいろいろ考えられて、そういうことになったのだと思いますが、できればそういうことも考えて、安全のために、よりよい場所につけていただきたいと思っております。

○委員長（菊川敬人）

佐々木委員。

○1番（佐々木 昇）

今の質問の関連ですけれど、私が聞いていたところでは、マモル君が壊れてから防犯カメラを設置というような話を聞いたことがあるのですが、今の話は、マモル君はまだ壊れていないみたいな、防犯カメラは、私は設置するならするで構わないですよ。マモル君もそれなりの効果があるものだと思うので、まだ使えるのにあえて外すというのもどうかなという思いがあるのですが、その辺の町の考えをお聞きます。

○委員長（菊川敬人）

環境防災課主幹。

○環境防災課防災担当主幹（渡辺雅彦）

ただいまの佐々木委員のご質問にお答えをさせていただきます。街角マモル君の設置と撤去と、こちらの関係のご質問でございます。緊急通報装置、街角マモル君につきましては、平成23年5月、神奈川県から希望する市町村に対しまして設置をさせていただくということで、希望をいただきました。

実際、開成第一公園、駅前公園におきまして、マモル君で映して、なくしたとか、そういう事象は特にございませんでした。確かに置いてあることよっての抑止力というところはあるかもしれませんが、ただ、実際、保守料ですとか、そのあたりの部分が、全くいたずらで顔が映ったとか、そういう事象が1件、2件あったという状況でございます。それよりはマモル君よりも、実際に広範囲、24時間置けるような形のものであれば、それがさらに防犯力強化につながるかなというところがございまして、そういった形で、今回、マモル君につきましては、28年度予算で撤去をさせていただきまして、それにかわるものとして防犯カメラを設置させていただきたいと、そんな形でございます。

以上でございます。

○委員長（菊川敬人）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

今の主幹の説明に対して、補足をさせていただきたいのですけれども、佐々木委員が、壊れてから設置というお考えだということでしたが、昨年5月の開成防犯まちづくり推進協議会において、委員の方から撤去の方向で了承を得た上で進めていますので、その辺、よろしくをお願いします。

○委員長（菊川敬人）

和田委員。

○8番（和田繁雄）

ページ数でいきますと、34、35、ここで環境防災という担当になっておりまして、新エネルギー導入促進事業、これに関連して質問をさせていただきたいと思うのですが、午前中からいろいろ新エネルギー源として検討します、研究しますと、こういう話をいろいろ答弁いただきまして、全く大賛成なのですが、1個1個の項目が、ただ何となくばらばらで実行しているようだと、そういう感じがします。このエネルギーに関しては、きちんとした計画、きちんとした体制、そういったものが要るかと思しますので、開成町としてのエネルギー政策、これをきちんとつくるべきではないかと思うのですが、例えば、そういうものをつくるのであれば、しかるべき予算をとって体制をつくるということも必要かなと思いますので、その辺のお考えについて回答をお願いしたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

私からお答えいたしますけれども、和田委員のご質問ですが、大変申しわけないというか、そういう趣旨であれば、企画政策課が新エネルギーの計画をつくっているのです。これは一般質問なりのときにもお答えをしたかなと思うのですが、エネルギー関連については企画政策課がまとめて、町のエネルギー関連の計画をつくってございます。それをもとにして各所管の部分が、それぞれの取り組みをしているということでございますので、先ほどそう言っていただければと思いましたが。

○委員長（菊川敬人）

和田委員。

○8番（和田繁雄）

すみません。先ほど質問したら、こちらで質問しろと、こういうあれだったので、では、どこかでもう一度、これに関しては質問させていただくとしたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

前田委員。

○4番（前田せつよ）

委員の前田せつよでございます。税務窓口課にお尋ねをいたします。説明書26、27、徴収対策推進事業費の件で質問をさせていただきます。これは滞納処分を含めた徴収に係る消耗品等の需用費ということで、前年度比4万4,000円の差額が生まれ、また、コンビニや滞納処分に係る手数料の役務費というのも21万7,000

円の差額で、前年度比の中で予算の立てがなっているわけでございますけれども、コンビニ収納が大変に結果を出しているのではないかとということで、コンビニ収納の体制をとられて、ここ数年の状況、また、それを踏まえて、今回はどのような目途で、こういう予算立てになったのか、お聞かせください。

○委員長（菊川敬人）

税務窓口課主幹。

○税務窓口課町民税担当・徴収担当主幹（山田英男）

税務窓口課主幹の山田でございます。前田委員のご質問にお答えいたします。まず、若干予算額自体から検証している部分があるかと思いますが、これは徴収嘱託員をお願いしておりまして、そのこのところの時間数が、実績等を踏まえて若干減ったという部分で減っているものでございます。

それから、コンビニ収納につきましては微増している状況で、27年度から5税目ほど追加をしております、こちらのほうは利用者自体があまり多くない介護保険料とか、保育所保育料、それから幼稚園保育料、放課後児童利用料、後期高齢者医療保険料について、コンビニ利用を27年度から行っているものでございます。

ただ、こちらのほうは、実際、納税義務者数はそれほどいらっしゃらないのですけれども、住民の方の利便性の向上ということで導入しているものでございます。

今年度、若干予算自体は減っているということになってはおりますけれども、コンビニ収納の喫緊の状況を踏まえて、その辺も予算計上を推計しているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（菊川敬人）

前田委員。

○4番（前田せつよ）

委員の前田でございます。コンビニ収納に関しては大変に利便性も高く、町民から喜ばれている政策展開だと考えてございます。

そこで1点、確認でございますが、当初、コンビニ収納を取り入れたときに、収納の用紙をコンビニ等に行ったときの締切日というのが、普通、町役場に持っていく締切日と、それからコンビニ収納に持っていく締切日と、日付が若干数日あるよと認識しておりますが、その点を鑑みまして、町部局でそれを集約し、計算立てで、日々、そのもの管理する上での不都合、またメリット、デメリットについてございましたら、聞かせてください。

○委員長（菊川敬人）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

コンビニ収納の際の、納付書に記載してございます納期限と、あとコンビニで使えます納付書の使用期限、この関係の違いについてというご質問だと思うのですが、当初、コンビニ使用の納付書を納税通知書と一緒に送りする場合には、納

期限の20日以内に督促状をお送りしなければならないというような規程がございます関係から、使用期限は納期限から8日程度を見込んでございます。

ただ、この督促状をお送りした後の納付書につきましては、お支払いになる方の予定等も考慮した中で、コンビニの使用期限というものを、お互いに話し合っ、何日ぐらいまでにお納めいただくことが可能かというようなところの中で、使用期限を設定する場合と、あとは一律に催告書等をお送りする場合については、催告書の予測される到達日から10日程度の日にかというところの中で取り扱いをさせていただいてございます。

メリット、デメリットというお話ですが、メリットにつきましては、その辺の事務に不都合があるかどうかということにつきましては、お支払いになる方のタイミングにもよるのですけれども、どうしてもお支払いになってから、我々のほうで取り扱うまでのタイムラグというものがございますので、その辺が住民の方にとっては不都合というようなところがあるかと思えます。

○委員長（菊川敬人）

それでは、ちょっとお待ちください。発災の時刻になりましたので、あと1分ぐらいですが、準備をお願いしたいと思います。サイレンにあわせてご起立願って、黙祷を願いたいと思います。

午後2時46分 黙祷

○委員長（菊川敬人）

それでは、質疑を再開します。

午後2時47分

○委員長（菊川敬人）

前田委員、どうぞ。

○4番（前田せつよ）

大変に申しわけございません。課長、もう一度集約した形で、申しわけございません。

○委員長（菊川敬人）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

コンビニで納めていただく納付書につきましては、当初、納税通知書と一緒に送りするものと、その後、督促をした後にお送りする催告等の納付書、2種類について、使用期限と納期限の設定の違いがございます。その中で、使用期限につきましては、当初の納付書の中では、納期限の20日というものを設定した中で送りしてございます。ただ、納期限から20日、これがたまたま土日等に絡んできた場合というところの中では、使用期限が過ぎてしまってお支払いができないことが、住民のかたの中にはあろうかと思えます。ただ、あくまでも納付書につきましては、納期限内におさめていただくというのが大原則となつてございますので、その分、20日間程度の猶予を町としては見ているというところがございます。

また、催告書等において添付してございます納付書につきましては、催告書の到達日、予測される到達日から10日程度ということで使用期限を設定していく場合が多くございます。

そのほか、ご本人からの納付希望の中で、ある程度の期間について、折衝した中で使用期限というものを設定させていただいているというところがございます。

いずれにしましても、お支払いになってから役場出納に来るまで若干のタイムラグがございます、その間にまた別の催告、あるいは督促がいつてしまうというようなことも中にはあるのも事実でございます。ただ、その際にはタイムラグが生じてしまうというようなことを住民のかたにご説明をさせていただいて、この後もいただけるようにしているところがございます。

○委員長（菊川敬人）

前田委員、どうぞ。

○4番（前田せつよ）

確かに土日を絡んでというところの部分で、これは公のこういう納付書、督促状に限らず、民間のものであっても、確かに納付して終わった後に催促、督促の知らせがくるということは通常あるわけでございますが、ただ、町民のかたから声をいただくのは、やはりほかのところから連絡が来るのと、役場から既に納付しているのに督促が来るというのは、ショックとか、ダメージが大きいようにも聞いてございますので、今、課長がおっしゃったように、丁寧な対応をしていただけるということで、よろしくをお願いします。

○委員長（菊川敬人）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

今の前田議員の質問と関連するかもしれませんが、コンビニで収納するということは手数料がかかりますよね。そうすると、役場に持ってきていただくのだったら手数料なし、コンビニでは、これは1件当たり45円でよろしいのですか、数字は後で確認していただくとして。これは、例えばコンビニ経由でやると、当然、歳入としては減っていくということになりますけれど、その辺については、どんなふうにお考えでしょうか。

○委員長（菊川敬人）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

まずコンビニ収納に対します手数料でございますが、これについては1件60円となっております。あと、その辺で60円分の歳入が減ってしまうのではないかとのお話であります、一応お納めいただく際には、税金そのものの金額でお納めいただいた後に、実績に応じて取り扱っております会社さんに手数料をお支払いしているという状況でございます。

○委員長（菊川敬人）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

金額的な動きについてはわかりましたけれども、それについて行政サイドとしては、どんなふうにお考えになっているのか。ちょっとそこだけお伺いできますでしょうか。

○委員長（菊川敬人）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

役場で納めれば、要は60円かからずに、例えば、税額が1万円だとすれば1万円そのまま町に入ると。ところが、コンビニで収納すると、60円分が手数料としてとられると。そういうコスト管理として、どう考えるのかというご質問だと思うのですが、ここはまさに言ってしまえば、そのとおりですが、コンビニ収納につきましては、先ほどからもご回答しているように、まず、納税者の町としてチャンネルを増やす必要があるだろうと。それが少なくなってくれば、滞納という形につながる可能性が出てくる。滞納になれば、職員もちろん、この予算にもございますように、徴収嘱託員というものの雇用してございますけれども、それらの賃金ですとか、そういった部分に入ってきて、そちらのコストが膨らんでしまうと。そう考えれば、納めやすい、コンビニで24時間やっているところがあれば対応できるわけですから、60円かかったとしても、その辺の部分は十分コストを回収できるだろうと考えています。また、コンビニ収納につきましても、統計的に、先ほど主幹も説明させていただきましたけれども、数というのは把握しておりますので、後々、これは何年間に一度は検証していきたいと考えてございます。

○委員長（菊川敬人）

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。77ページの2番の徴収対策推進事業費、今の流れの中で質問をしていきたいと思えます。徴収嘱託員については、予算の主な事業の概要の中でも、重要施策として挙げられているのが現状であります。当然、これは町民の利便性も考えながら、コンビニ収納を施策として行った中で、徴収率を上げていくというのでは、コンビニ収納は効果があるなと思っているところなのですが。当然、これは納税されない人は、徴収対策推進事業費の中で、嘱託員が徴収をしているという現状で、今回、298万1,000円という予算が計上されているのですが、前年の予算を見ても、319万4,000円という計上で、前年よりも下がっている状態が予算区分の中では伺えると。

その半面、今回の定例会では、非常勤職員の報酬の費用弁済に関する条例の一部改正で、徴収嘱託員920円を940円にしているということで、賃金自体は1.02%ですか、102.17%か、計算上でいくと、上がっているということは、前年並みの事業を行うとなれば、予算とすれば、上がってなければいけないものが上がっていないということは、それなりの検証をした中で予算を組み立てているとは思っているので

すが、そこら辺の前年対比よりも下げたという、費用弁償が上がっているのにもかかわらず下がっているというのは、それなりの前年の評価というのですか、そういうものがあって予算を組んでいると思うので、そこら辺の報告をお願いいたします。

○委員長（菊川敬人）

税務窓口課主幹。

○税務窓口課町民税担当・徴収担当主幹（山田英男）

税務窓口課主幹の山田でございます。山田委員の質問にお答えします。予算の内容なのですけれども、徴収嘱託員の報酬ですか、そちらは、時間単価の部分と報酬割と言いまして、徴収実績に応じて何%という部分がございます。徴収実績が、ここ数年、徴収の状況が大分進んで、大分圧縮されてきて、実際に徴収されるであろうという見込みで、大分近年よりは減ってくるだろうという部分がございますので、その辺で徴収割の部分若干減ったと、それが主な原因で減っていったという状況でございます。

○委員長（菊川敬人）

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。効果が出ているという評価が、今回の予算の中で示されたようです、今の答弁を聞くと。

しかしながら、この予算というのは、徴収嘱託員を3名見ている報酬計算がされているのですが、これは決算書ベースを見ていくと、賃金が全然違うのですね。25年度については197万、26年度については196万ということで、2名の嘱託員による報酬の決算報告がされているというところでは、この3人体制の予算を組み立てるといふ部分に、何か突発的なものが起きたときに、3名必要なのだよという体制をとるための予算枠なのか。実際、2名しかいないのに3名分にして、すぐ雇用ができるのかどうかというのも、ちょっと不安な部分がありますので、そこら辺どのように考え方を持っているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

まず、徴収嘱託員のかたの人数でございますが、平成26年度におきましては2名のままでございましたが、27年度の4月から3名体制で行ってございます。

この3名の中でそのうちの2名については、国保を中心というようなことの中で活動してもらっていますが、もう一名につきましては、税の全般ということの中で、電話催告を中心に活動してもらっています。そういった中で、3人目の徴収嘱託員につきましては、外に出たの臨戸、今、臨戸と申しましたが、外に出て折衝に当たることを臨戸中心というよりは、電話催告と難業等の仕事を現在中心に行っておりますので、その結果で、27年度につきましては、現年分が若干ではありますが、徴収率が向いてきているという状況がございます。

そのような中で、今回、28年度の予算計上に当たりましては、そのようなところを見直した中で計上をさせていただいているというのが現状でございます。

○委員長（菊川敬人）

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。3人体制でやっているということで、徴収率も上がっているという報告があるみたいなので、27年度決算において、逃げ得ではないですけども、そういう人が少しでも減るような形で、28年度も3人体制でやっていっていただきたいとお願いします。

○委員長（菊川敬人）

井上委員。

○9番（井上三史）

9番、井上です。説明資料の26、27ページ、上から三つ目の003、自治宝くじコミュニティ助成事業費についてお伺いいたします。平成28年は、町内の4自治会に、備品整備事業に対して助成するとなっておりますけれども、この金額は4自治会4等分でいくのでしょうか。あるいは自治会から備品の要望が出て、それについて個々出していくものなのか、その辺、ルールのなものはあるのでしょうか。

○委員長（菊川敬人）

自治活動応援課主幹。

○自治活動応援課協働推進担当主幹（土井直美）

自治活動応援課主幹土井でございます。よろしく申し上げます。

今のコミュニティのご質問ですけども、4自治会平等にお願いしてございまして、1自治会62万5,000円で、各自治会ごとにやっております。

○委員長（菊川敬人）

井上委員。

○9番（井上三史）

9番、井上です。ありがとうございました。確認がとれましたので。

○委員長（菊川方人）

星野委員。

○10番（星野洋一）

10番、星野洋一です。説明書38、39ページのところの公園費の公園維持管理事業費ですね。この中にございます、開成駅前第二公園のロマンスカーについて、ちょっとお伺いしたいと思っておりますが。

○委員長（菊川敬人）

星野委員、まちづくりのところですね。所管が外れています。

○10番（星野洋一）

所管が違いました。申しわけございません。また、後ほどにします。

○委員長（菊川敬人）

下山委員。

○7番（下山千津子）

下山でございます。予算書では113ページ、説明書では34ページの環境衛生費で、環境防災課の72万6,000円、ごみの減量化推進事業費として計上してございますが、生ごみ処理機設置推進制度での処理機設置に必要な消耗品等をとということでございますが、恐らくベランダdeキエーロのことではないかと思うのでございますが、私が認識しているところでは、平成26年度では、数台出ているということで認識してございますが、今年度30台予定件数ということで、昨年度はどのぐらい、このベランダdeキエーロが出たか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（菊川敬人）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

そうですね。28年度予算においても予定しているのは今年度と同様、ベランダdeキエーロ、それから、おしゃれdeキエーロ、バクテリアdeキエーロの、3種類ありますけれども、基本的にはキエーロの普及を図っていくということで、予定としましては、30台でございます。それでここまでの普及状況について、ご質問がありました。まず、26年度までの普及台数ですね、モニター設置も含めまして、ベランダdeキエーロが12台、バクテリアdeキエーロが5台ございました。27年度、今年度、ここまでベランダdeキエーロが13、バクテリアdeキエーロが4、おしゃれdeキエーロが20ということで、今年度は37台出ております。合計しまして、累計で54世帯にキエーロが普及されているということでございます。

以上です。

○委員長（菊川敬人）

下山委員。

○7番（下山千津子）

今の数字、27年度、37台も出ているということで、本当にいい施策をされたのだなということで、私も実はベランダdeキエーロを使っています、1年を通して、ほとんど生ごみを出していないという現状でございます。ですので、生ごみ減量化に向けての取り組みに関しましては、大変有効なベランダdeキエーロではないかと認識しているところでございますが、昨年度、このように台数が増えたということの具体的な取り組みはどんなことをなされたのか、お伺いします。

○委員長（菊川敬人）

28年度の予算審議からちょっと外れてきていますので、修正をお願いします。

○7番（下山千津子）

27年度こんなふうにとたくさん出たわけですが、今年度も引き続き、どんな具体策を実施されて、増やされているつもりでございませうか、お伺いいたします。

○委員長（菊川敬人）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

確かに27年度、今年度は、各自治会に出向いて普及活動をさせていただきました。毎年自治会のお手をわずらわせるというのも何なので、28年度は、生ごみのこのキエーロの普及だけに限らず、環境キャラバンというのを計画してございます。環境学習の面も含めまして、いろいろな町のイベント、あるいは自治会の夏祭り等にちょっとお邪魔させていただいて、環境面のPRをしていきたいと考えてございますので、また、夏祭りということで、自治会のご厄介になることもありますけれども、どんどん進めて参りたいと考えております。

以上です。

○委員長（菊川敬人）

吉田委員。

○6番（吉田敏郎）

生ごみ処理機のことです質問させていただきます。予算書の18、19ページ、今の関連なのですけれども、説明書の7ページ、今、課長から27年度は37台ということで、非常に普及してきたなということで、また努力をしているなということで確認しております。その中で負担金収入が13万、30台を予定しているというのですけれども、もっと前向きな強い気持ちで、もうちょっとこの辺のあれを30台と言わず、50台ぐらいの形でちょっと言って欲しかったなと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（菊川敬人）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

歳入の負担金と歳出の消耗品、こちらは連動しております、30台を予定しております。なかなか一生懸命PRはしているのですけれども、ある程度大きさもあるということで、なかなかすんなりにはいかないところで、地道なPR活動が必要かと思っております。

この辺30台というのは、当初予算は27年度と同じでございますが、より普及に向けて活動を行っていき、もし途中で不足するようであれば補正ということも考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（菊川敬人）

吉田委員。

○6番（吉田敏郎）

遠慮せずにどんどん台数を増やして進めていっていただきたいと思います。

実際にこれを使っている方にお聞きしますと、人数の少ない2人ぐらいのご家庭ですと、本当にそのままキエーロでなくなる。出す必要はないということですが、5人、6人の家族になりますと、なかなかそれで分解し切れず、ちょっと畑のある人はそこに埋めている状態で、非常に生ごみを出さないように努力をしていくというこ

とを伺っております。うちもそういう形でやっておりますけれども、本当にこの生ごみを出さないということで、ものすごい量のキロ数が、燃えるごみとして出されたものがなくなるということでもありますので、これは大いに普及をさせていただいて、どんどん50台、60台、大きい顔をして進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（菊川敬人）

佐々木委員。

○1番（佐々木 昇）

1番、佐々木昇です。予算書の111ページ、説明書の34、35ページ、目環境衛生費の7番ごみ処理事業費の中のあしがら地区資源循環型処理施設整備調整会議負担金のところでちょっとお伺いします。これは去年の予算から見て、100万ちょっとぐらい上がっているのですが、この辺の説明をお願いします。

○委員長（菊川敬人）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

こちらは委員ご承知のとおり、1市5町でごみの広域化を進めている、その調整会議の事務局の経費として負担をしているものでございますが、事務局の体制が、ここで28年3月までの体制から、また来年ちょっと変わります。今現在、南足柄市の職員が、課長級が1名、それから、そのほかに今、再任用の職員が1名、それで松田からの派遣職員が1名という体制でやってございますが、来年度におきましては、その再任用の方の任期が切れるということございまして、正式な職員がもう1名、今度は大井町から一人派遣されるということございまして、職員の人件費が大幅に上がるというのが、第一の要因でございます。

○委員長（菊川敬人）

佐々木委員。

○1番（佐々木 昇）

これは特に人件費の高い方があえて入られたとか、そういうわけではないのでしょうか。

○委員長（菊川敬人）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

逆に、今、再任用でやられている方が短時間の再任用なので、人件費が今まで抑えられていたとご理解いただければいいと思います。ですから、28年度は、普通の職員が3人配置されるということをご理解ください。

それからあと、27年の当初の段階では南足柄の課長級の職員も、割合で少し落ちたのですが、28年度は、100%課長級の職員を充てるということで、人件費が上がっているということでございます。

○委員長（菊川敬人）

佐々木委員。

○1番（佐々木 昇）

はい、わかりました。ちなみにこの会議、現在の状況をお聞かせいただけたらと思います。

○委員長（菊川敬人）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

こちらの会議につきましては、平成25年度に事務局を再開して、ここまで進めてきたわけですが、27年度中に最終的な建設候補地を調整会議の中で決定をいたしまして、27年度の11月頃から、その地元へ協議、説明を行っておりますが、なかなかすんなりといくという部分ではございませんので、今の協議、調整を続けているという状況でございます。

以上です。

○委員長（菊川敬人）

ほかにございませんか。

前田委員。

○4番（前田せつよ）

委員の前田でございます。今、議論されたページのすぐ下の部分でございます。重点施策008、環境基本計画管理事業費ということで、前年度は審査、審議する環境審議会が年2回開催されるという形で、6万6,000円という形で予算立てがあったわけですが、今年度は改定の年に当たるということで、321万8,000円増の予算立てがなされたわけでございますが、この委員がその改定の年に当たるという中で、会議のほうは、通常年2回だったのを年3回という、プラス1回だけで事足りるのかどうかという部分と、今まで環境基本計画、改定作業をするまでの審議会の会議の状況、また、今年度こういう方向でいくんだというようなことを教えていただきたいと存じます。

○委員長（菊川敬人）

環境防災課主幹。

○環境防災課環境担当主幹（加藤勝之）

環境防災課の加藤でございます。ただいまの質問でございますけれども、まず、環境審議会の委員さん、通常年2回のを年3回ということで、1回増やしてございます。それにつきましては、下の報償費でございますけれども、報償費のほうで、環境基本計画の推進会議ということで、実際のところ内容につきまして、推進会議でご検討をいただきまして、さらにそれを環境審議会の委員さんのほうにはご審議いただくという形で考えてございます。全体的なものにつきましては、こちらは推進会議が年5回ということで、その中で内容を細かくご検討いただき、その後、審議会でも1回程度多くなっておりますけれども、通常2回の中プラス1回ということでご審議いただけたらと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（菊川敬人）

前田委員。

○4番（前田せつよ）

確認でございますが、今3回という今の経緯のお話で、改定の年に当たるけれども、この体制のまま進んで、十分に事業が成立するという見込みがあるということで理解してよろしいですね。

○委員長（菊川敬人）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

補足のようになりますが、先ほど主幹が申しました環境基本計画推進会議、こちらは今まさしく募集をさせていただいておりますが、10人の委員さんを公募しまして、ワークショップのような形で中身をもんでいきたいと考えてございます。審議会のほうは、諮問、答申がということになりますので、こちらは最終的に大枠で見ていただくというような形を想定してございます。また、計画づくりにつきましては、一番予算で大きい250万の予算の中で、コンサルにも委託もしまして、新しい環境基本計画を作成してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（菊川敬人）

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。予算書177ページ、3の開成水辺スポーツ公園管理事業費についてお伺いしたいと思います。この水辺スポーツ公園については、町長の予算提案趣旨説明の中で、パークゴルフの拡充というものを述べられておるのですが、今年度の予算については、27年度は管理棟の屋根の塗装をしたということで、それを除くと、なんら変わらないような予算区分になっているのですが、町長が趣旨説明で述べた、拡充というその意味は、何をあらわしているのか、そこら辺、予算の整合性がどのようにとっているのか、説明を願いたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

自治活動応援課長。

○環境防災課長（遠藤直紀）

山田委員のご質問にお答えします。パークゴルフ場の拡充ということで、増設というようなところを今後見越して、そのところを進めていくという考えのもとで答弁をさせていただいたところでございますが、それに向けて調整を28は県土木としていくということは進めていきます。

予算書に関しましては、指定管理者に運営の管理をしていただいているところがございますので、運営上の予算は、維持管理であったり、運営管理の費用でかわりはないというところでございます。

○委員長（菊川敬人）

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。情報とすれば、平成29年に測量調査、平成30年に設計という段階になるのではないのかなと思うのですが、何をもって、28年にやろうとしているのか。それをもって何を拡充するのかというのが、今の答弁だとわからないので、もう少しわかるような説明をしていただきたい。

一般質問等々でも、パークゴルフ場の利便性というものでは、トイレを含めているような課題が挙げられている中で、健康増進を含めた中で充実していただきたいというのは、自分も思っている一人ではあるのですが、それが予算を見たときに反映していない。でも、言葉では拡充というものを言っているという部分ではあわないので、何をやりたいのだというのを明確にしていきたい。その中で今年度は目に見える形での拡充は不可能だという答弁を言うのであれば、この場で言うのであれば、理解はしますので、よろしくをお願いします。

○委員長（菊川敬人）

町長。

○町長（府川裕一）

パークゴルフの拡充については、神奈川県が平成33年、ねんりんピックが神奈川県でやるという中で、その中で開成町は、その大会をこの水辺スポーツ公園でパークゴルフ協会に申請をして、町としてもそのような方向で動きたいと県には届け出をしております。そういった中で、河川敷という規制の中で、どうやってもう9ホールを広げていくかというのはすごく大きな課題で、ほかの土地なら、開成町のある程度予算を組んでできるのですけれども、その辺のめどがまだ立っていない。県がねんりんピックの中で、開成町の水辺スポーツ公園をそのほうにさせていただく以上は、その中で、土木に対して規制緩和をできるだけお願いしながら、もう9ホールをつくらせてもらう、ねんりんピックに間に合うようにということで。今年度はそういう意味のお願いとか、そのような形の陳情を含めて、働きかけを県土木にしていきたいと思っておりますので、予算的なものについては、28年度は入っていないという理解のもとで、長期的な計画を立てても、また、県の認可が受けられないと進められませんので、まずは認可をとる。そのような形で進めていきたいと考えております。

○委員長（菊川敬人）

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。そうすると、拡充の話し合いをするという趣旨説明の内容で良いということで理解をいたします。その点はオーケーです。

あと予算書の43ページの22の地域集会施設太陽光発電設備売電料ということで8万4,000円計上されております。これは、みなみ自治会の売電料という説明があったのですが、これはほかの自治会などでも太陽光を持っているところがあると思うのですよ。そこら辺は売電の手続をしていないのかどうなのか、反映されていない

みたいなので、説明の中で。そこら辺どうなっているのか、お聞きしたいのと。これは3回目なので、それが1点と。

あと、仮にされていなかった場合に、売電をしないと、自治会館は数多く使っているわけではないので、そこら辺の費用対効果という部分では、売電手続を自治会でやるのか、行政がやるのかという問題はあるとは思いますが、そこら辺の議論もあわせてしているのかどうか、2点、お聞きしたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

自治活動応援課主幹。

○自治活動応援課協働推進担当主幹（土井直美）

自治活動応援課土井でございます。太陽光発電につきましては、みなみ自治会館のほかには上延沢と下島がございます。そちらは自治会の収入となっております。みなみ自治会館の収入をどうするかということは確かにあったのですが、それまでの下島までの自治会館につきましては、各自治会それぞれ建設するときに、地元の方々から出資をして、町とあわせて建てたという経緯があること、みなみ自治会館につきましては寄附をしていただいたということで、地元の方々が寄附されていないということもございまして、新たにこれから町で建てる場合等も含めて、太陽光の収入につきましては町の収入にしようという考えに至ったということで、今回のみなみ自治会館に関しましては、太陽光をつけたものに関しては町の収入とさせていただくことになりました。

○委員長（菊川敬人）

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。今、答弁の中で流利的なものはわかったのですが、そうなるのと、基本的に交付金というものを各自治会に出していると思うのです。

例えば、その部分の交付金が、売電の部分が自主財源として入っている自治会については、マイナス部分があるのであれば理解はするのですが、これからみなみ地区、いろいろな行事等を組み立てていくのに、当然予算はないよりはあったほうが良いと誰もが思うと思うのですが、そのみなみ地区の売電だけは、行政側に入って、ほかは自治会に入ってという、これは平等性に欠けるといえる部分があると思うので、そこら辺は、今言うように、直接入っているところは交付金の中で削減をすとか、そういうものを考えていかないと問題ではないのかなと思うのです。

みなみ地区はまだ自治会数の加入数は100世帯ぐらいですか、だからまだ、そこまでの議論というのは落ちついていないから、当面は町に入るのが一つの手だとは思いますが、しかしながら、予算という、ちゃんと口座を持った中で貯蓄というものをしていくと思うので、そこら辺は平等になるような形での検討が必要ではないのかなと今強く感じたところなのですが、そこら辺の議論を含めた中でされたのかどうか、再度最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

私からお答えをさせていただきます。基本的に、今、自治会交付金というご質問がございましたけれども、考え方としては全く別でございます。自治会交付は自治会交付金であって、何が別かといいますと、自治会館につきましては、指定管理者制度をとっていますから、指定管理者と町との協定によって、基本的には収入区分としてはどうということにしていくか、という話し合いで決めてございます。

経緯を申し上げますと、そもそも平成19年に地域集会施設の条例をつくって、附則によって、20年、町の施設にするという形で整理をさせていただきました。それまでは、先ほど主幹がご説明したとおり、基本的には自治会館は自治会が建設をしていました。町も補助していましたが、それでも。

つまり経緯でいいますと、上延沢自治会館も町が建てたのではなくて、基本的には上延沢の自治会が建設をしてございます。下島の自治会館につきましても、下島の建設委員さんがご苦労なさって建設をしたと。それをもってして、その後からは自治会館については町が建設、つまり町の施設としてやっていきますよという整理をしてございますから、そういった経緯の中でいえば、上延沢の太陽光の売電をしていますけれども、下島自治会も売電をしていますけれども、それは指定管理者と町の協定の中ではそういう経緯があるので、それは指定管理者の収入、基本的には自治会になります。そういう整理の形をさせていただいています。

みなみ自治会館につきましては、指定管理者は牛島自治会さんをお願いをいただいているわけですが、ご存じのとおり、牛島自治会さんについては、本体という言い方は変ですが、あつて、管理をお願いしていると、平たく言えばそういう形になってございます。あるいは土地区画整理組合の南部の部分から、町の施設として寄附をいただいておりますから、それは当然、町の収入にしていくと。これは後々みなみの自治会等が牛島から独立というか、地区の自治会となったとすれば、これはまた議会のご承認が必要ですが、自治会館は指定管理制度によって、そこに指定管理をお願いして、そうなったときには、指定管理者と話し合いをして、売電料はどうしているかという検討は必要になろうかと思っています。

○委員長（菊川敬人）

石田委員。

○5番（石田史行）

5番議員、石田史行でございます。今、部長がご答弁していただいた話ともちよつとかかわってくるところでございますが、予算書73ページ、そして、説明資料は27ページのコミュニティ施設管理事業費、1,090万2,000円ということでございます。部長が今お話しになったように、開成町の地域集会施設につきましては、それぞれ建設された経緯とか、状況が違うというのは私もわかります。そして、今の同僚議員の質疑の中では、太陽光発電の話がありましたけれども、私は最低限の施設整備というものは、各自治会館によって差があつてはいけないと日ごろ感じていると

ころでございまして、そういう意味で、先般の一般質問で、同僚議員がトイレの整備の課題について取り上げておられましたけれども、再度トイレ、とりわけ宮台と金井島は一つしかないという状況ですね。男女別になっていないということと加えて、一つしかないということについて、今回の予算計上では、このことについては計上が見送られたわけですが、これについての考え方ですね、これを伺いたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

繰り返しの部分もあろうかと思いますが、今、山田委員の質問に回答させていただきましたけれども、今、自治会館、地域集会施設につきましては、町の施設という形で整理してございますが、基本的に町が主体となつてつくったのはパレットガーデン、これは賃貸ですけれども、自治会の分が初めてと。それまでは各自治会がしていたという経緯が非常にあります。これは非常に強い要素でございまして、各論的な部分、一般質問にもございましたが、今、地域が出ましたけれども、特に宮台の分につきましては、老人憩いの家と申しまして、つくったのは昭和49年ですか、恐らく何かしらの憩いの家という補助金なりがあったと思うのです。そういうのを使って、構造がRCといいますか、鉄筋コンクリートになると、耐用年数的にはまだ十数年あると。

一般質問のご回答もしたのですけれども、そこの部分、個別に言えば、トイレの改修をすると、現状のままでは増築をするような形でないとおさまらないというような調査結果が出ましたので、そうすると、あと十数年という部分をどう考えるかというところになってございます。要はトイレを改修して、また、すぐ10年経つか、経たないかのうちに全体を建て替えるとなると、ある意味、二重投資的な部分にもなるのかと。10年経てばいいのではないのかという考えもあろうかと思いますが、そういった部分の中で、お気持ちというか、要望は常々聞いてございますけれども、もうしばらく我慢していただきたい。決して要望については受け付けませんとか、そういうことではなくて、もうしばらくその辺の整理をしていきたいので、また、ほかの自治会館、今出ました金井島等もございますから、そういった中で、もう少し我慢をしていただければということで、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

石田委員。

○5番（石田史行）

ご答弁ありがとうございます。10年待つて下さいよと、我慢して下さいというのは、ちょっと私はどうなのかなと、正直納得できないのですね。やはり自治会館というのは、当然、自治活動の拠点にもなりますけれども、いざ災害があったときに、皆さん避難所として利用されるわけですが、そういったときに、トイレが1個しかない、男女別になっていないというのは、これは大変なご不便を地域の方々に、ご迷惑をおかけするわけですが、今回のこのコミュニティ施

設管理事業費1,090万のうち、842万円は駅東口の、今度できるパレットの自治会館の賃借料でありまして、引き算しますと、今回の河原町公会堂の工事費と金井島のほうは、200万ぐらいの金額なわけですよ。ですから、これは自治会要望として宮台から出ていて、不便な状況は確認しておりますという回答はされているのですが、今回はしようがないですけれども、なんとか、例えばトイレを二つつくれとは言いませんけれども、今あるトイレは女性専用にして、男性は、便器ではなくて、小用といいますか、そういったものを付け加えるとか、そうすれば、そんなにお金のかからないのではないかなど。スペース的にも難しくないのではないかなど私は思うのですが、どうでしょうか、ご検討いただけないでしょうか。

○委員長（菊川敬人）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

予算の審議ということで、ご質問のご趣旨は重々受けとめまして、一般質問の吉田議員の回答もさせていただきましたけれども、総合的に判断して、できることはやっていくという形でご理解をいただきたいと思っています。

○委員長（菊川敬人）

石田委員。

○5番（石田史行）

これで終わりますけれども、補正等、予備費を取り崩したり等々して、もちろん宮台の自治会の責任者の方とよく話し合っ、ぜひこれは早急に対応をしていただきたいとお願い申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長（菊川敬人）

吉田委員。

○6番（吉田敏郎）

6番、吉田です。トイレのことではありません。予算書135ページ、それから説明書の38、39のところ、消防団の活動推進事業費のことについてお伺いします。その中で報酬等々、それから出初め式等の予算計上がされておりますけれども、説明書の中に、神奈川県消防操法大会に特設第1分団が出場すると書いてございますけれども、この予算書の中に、どこにそれが当てはまるのか、まず、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

環境防災課主幹。

○環境防災課防災担当主幹（渡辺雅彦）

環境防災課主幹、渡辺でございます。吉田委員のご質問にお答えします。こちらの神奈川県消防操法大会、こちらに特設第1分団が出場するに当たりまして、その予算がどこに当たるかといったご質問でよろしいでしょうか。そうしますと、まず、消防団等活動推進事業費、この中で消防団員さんの出動報酬がございます。こちらは県操法に当たりまして、4月から操法実施の7月まで、この間、強化期間がございますの

で、この中で増強させていただく部分の出動報酬、さらには消防団員さんのシューズですとか、手袋といった身の回りにつけるもの、こちらが消防団等活動推進事業費に当たります。さらに消防施設整備事業費、この中で消防車関係の部分、例えば、操法用のホース、それから給水管、給水ストレーナー、筒先、噴霧ノズル、こちら等を購入させていただくような形を予定しております。

以上でございます。

○委員長（菊川敬人）

吉田委員。

○6番（吉田敏郎）

ありがとうございました。理解できました。その中で、今、特設第1分団がその大会に向けて練習をしております。今、金井島のエースバッグをお借りして、土曜日、日曜日操法の練習をしているわけですけれども、これからどんどん近くになるにつれ、練習の日数が多くなりまして、平日の夜でも練習をしているような形になります。そういうところで、練習場の確保ということで、消防団と町とうまく話をして、平日の練習場の確保ということは、どの程度お話ししているかお伺いしたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

環境防災課主幹。

○環境防災課防災担当主幹（渡辺雅彦）

環境防災課主幹渡辺でございます。吉田委員のご質問にお答えさせていただきます。

消防操法大会の練習場ということで、平日の練習場ということでよろしいでしょうか。今現在、吉田委員がお話しいただきましたとおり、特設第1分団におきましては、神奈川県消防操法大会の練習のため、金井島にございます、エース物流サービス株式会社小田原センター様のご厚意によりまして、敷地内を日曜日にお借りしているという状況でございます。

委員ご指摘のとおり、4月以降、練習の密度が濃くなり、さらには回数も増えてくるという、そういう状況がございますので、平日の夜間使えないかというご指摘でございました。実際に4年前ですか。第4分団、こちらが練習等をさせていただきましたときには、フォレストスプリングさんの駐車場等もお借りさせていただきましたけれども、今後、分団との日程の調整、それから、今現在、エースさんをお借りしておりますので、エースさんの都合等がございますので、町内の事業所の中で、なかなか特設の場合ですと、広さ、横幅が10メートル、長さが80メートルとかなり長い、広い場所が必要ということになりますので、なかなか限定されてきますので、エースさんがもしお借りできるようなところもございましたら、またそのあたりも調整をさせていただきまして、ご依頼を申し上げていきたいと考えております。まずは消防団、該当分団、それから、本部等と調整させていただきまして、その辺を詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（菊川敬人）

吉田委員。

○6番（吉田敏郎）

ぜひ、一生懸命やっておりますし、士気にかかわることですので、大いに盛り上げるためにも、練習場の確保をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、消防施設整備事業の中で、消防団、消防が火災にあった場合、出動します、そのときに機械、それからホース先、筒先等々の伝令、連絡ということが必要になってくるのですけれども、現在、そういうときにおいて人がいれば伝令で走って、細部にわたった情報をお互いに指令するということがあります。しかしながら、今、消防車と無線を使っている状態です。その中で筒先、それから機械の間に無線機が必要であるということが、消防団のほうでも、そういうのがあったらいいなという話が出ております。そういった中で、無線機をこの整備事業の中から予算化して、そういうものを各消防団に1セットでも用意できないかということで質問します。

○委員長（菊川敬人）

環境防災課主幹。

○環境防災課防災担当主幹（渡辺雅彦）

環境防災課主幹渡辺でございます。吉田委員のご質問にお答えいたします。火災時の消防活動のために、筒先と、それからポンプ側の両方でトランシーバー等の情報通信手段が必要とご指摘ございました。まさしく委員ご指摘のとおり、伝令での情報伝達、なかなか距離等がありましたので難しい部分がございます。

今年度の予算の中で、トランシーバー、こちらのほうを購入させていただきまして、そういった伝令にかかわる、すぐさま即応的に情報伝達ができるような整備を考えております。

以上でございます。

○委員長（菊川敬人）

吉田委員、4回目です。

○6番（吉田敏郎）

ぜひそういう形でお願ひしたいと思います。既に第5分団においては、自前でそのような無線機を用意してやっていると聞いておりますので、ぜひそういうことでお願ひしたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

そのほかございますか。

（「なし」という者多数）

○委員長（菊川敬人）

ではないようですから、以上で、町民サービス部、自治活動応援課、税務窓口課、環境防災課の所管に関する質疑を終了します。

暫時休憩といたします。再開を3時55分とします。再開後は、保健福祉部所管分の質疑を行います。

午後3時44分